

とちぎ青少年センター利用料金規程

令和元(2019)年10月1日
一般財団法人栃木県青年会館

(趣旨)

第1条 この規程は、とちぎ青少年センター設置及び管理条例（平成13年栃木県条例第4号。以下「条例」という。）及びとちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則（平成13年栃木県規則第52号。以下「規則」という。）に基づき、とちぎ青少年センター（以下「センター」という。）の利用料金の徴収に関し、必要な事項を定める。

(利用料金)

第2条 条例第9条第2項の規定により、指定管理者である一般財団法人栃木県青年会館理事長（以下「理事長」という。）が定める利用料金の額は、別表のとおりとする。

(利用料金の納付期限)

第3条 条例第9条第1項の規定による利用料金の納付期限は、利用日の前日以内又は許可の日から起算して20日以内のどちらか先に到達する日とする。ただし次の各号に掲げる許可利用者で、理事長が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

- 一 国、地方公共団体又はセンター入居者の場合
- 二 前号に準じる者で、納付が確実に認められる場合

(利用料金の免除)

第4条 条例第10条の規定により、理事長が別に定める運用基準に基づき、別表に掲げる利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の規定により、利用料金の一部の免除を受けようとする者は、利用料金免除申請書（別記様式第1号）を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、利用料金の全部又は一部を免除するときは、利用料金を免除した額の利用許可書（規則の別記様式第2号）を理事長が利用料金免除申請書を受け付けた日から、原則として7日以内に、前項の申請者に交付するものとする。
- 4 第1項の規定により、減額した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(利用料金の還付)

第5条 既に納付した利用料金は、原則還付しないものとする。ただし、条例第10条の規定により、理事長が還付することができるのは、次の各号に掲げる場合とし、還付する利用料金の額は、当該各号で定める額とする。

- 一 利用者の責めによらない理由により、センターを利用できなくなったときは、既に納付した利用料金の全額
- 二 施設の利用者が、利用日の前日までに規則第5条の規定により、利用変更許可申請書（規則の別記様式第3号）または利用取消届出書（規則の別記様式第5号）を理事長に提出した場合において、利用料金の過納が生じたときは、利用料金の過納額に理事長が別に定める還付率運用基準により算出して得た額

- 2 前項第二号の規定により、還付額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付請求書(別記様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(利用料金の還付請求期限)

第6条 前条の規定による利用料金還付請求書の提出期限については、原則として、次の各号のとおりとする。

- 一 利用者の責めによらない理由により、センターを利用できなくなったときは、事実が発生した日から1年以内
- 二 利用者が、第5条の規定による利用変更許可書または利用取消届書を理事長に提出した場合
施設の利用日の前日まで

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの利用料金に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

1 施設の利用料金

(1) 研修室等

施設区分 \ 利用時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
第1研修室	12,800円	17,100円	17,100円
第2研修室	6,280円	8,370円	8,370円
第3研修室	6,280円	8,370円	8,370円
和室	5,020円	6,700円	6,700円
第1音楽室	5,960円	7,950円	7,950円
第2音楽室	4,700円	6,280円	6,280円
多目的ホール	19,400円	25,900円	25,900円

(2) 調理室

施設区分 \ 利用時間区分	午前9時から 午後2時まで	午後3時から 午後8時まで
調理室	8,900円	8,900円

(3) 宿泊室

施設区分	利用料金
宿泊室	1人1泊につき 5,230円

備考

- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じた額とする。
- 個人で多目的ホールを利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1回（2時間）当たり100円とする。
- 和室を宿泊のために利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1泊につき3,130円とする。

2 附属設備及び器具の利用料金

名 称	施 設 区 分	単 位	利用料金
ビデオプロジェクター		式	2, 6 1 0 円
カセットデッキ・ CDプレイヤー		式	3 1 0 円
デジタルピアノ		台	5 1 0 円
キーボードアンプ		台	5 1 0 円
シンセサイザー	第 1 音楽室・多目的ホール	台	5 1 0 円
ベースアンプ	第 1 音楽室・多目的ホール	台	5 1 0 円
ギターアンプ	第 1 音楽室・多目的ホール	台	5 1 0 円
ドラムセット	第 1 音楽室・多目的ホール	式	5 1 0 円
音楽編集装置 (音楽編集室)		式	1, 0 3 0 円
卓球台	多目的ホール	式	4 1 0 円
持込器具電源利用料		500 W	2 0 0 円

備考

- 1 この表における利用料金の額は、施設の利用料金の利用時間区分（延長した場合を含む。）ごとの額とする。
- 2 この表の「音楽編集装置」は、2時間単位の額とする。
- 3 この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量 500W ごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量 500W 未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 4 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は 2,001 円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に 2 を乗じた額とする。

3 時間外の利用料金

(1) 研修室等

区 分	30分当たりの時間外の利用料金（円）
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金に100分の20を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金に100分の15を乗じて得た額
午後10時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後10時までの利用料金に100分の15を乗じて得た額

(2) 調理室

区 分	30分当たりの時間外の利用料金（円）
午前9時前の時間帯又は午後2時から3時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から午後2時までの利用料金に100分の12を乗じて得た額
午後8時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後3時から午後8時までの利用料金に100分の12を乗じて得た額

備考

- 1 施設の利用料金の表に定める利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額は、30分につき **6,480円** を超えない範囲内でこの表で定める額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。